

新潟県ダンススポーツ連盟 ガバナンスコードの遵守状況について

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—	
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A	新潟県のダンススポーツを統括する団体として公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）に加盟し、同連盟の規約に基づいた活動を行っているとともに、新潟県ダンススポーツ連盟の規約を制定・遵守している。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A	競技会・研修会の開催に当たっては、当該施設の使用に関する規則を遵守するとともに、特に昨今のコロナ禍においては、安全管理にも配慮しながら運営に当たっている。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A	2021～2022年度の役員として、会長1名、副会長3名、常務理事10名、監事2名を選任している。常務理事の中で3名（30%）は女性である。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B	JDSFの加盟団体として、JDSFの中長期計画に準じて組織運営等を行っている。
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	JDSFが毎年実施している全国代表者会議において、加盟団体に求められるガバナンス体制に関する講演会を行っているため、その状況を報告し共有している。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	指導者、競技者に対しても（1）の情報を共有している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	経理担当者を置き、複数の目で確認し公正な処理を行っている。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	これまで国庫補助金の利用実績はない。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	経理担当者以外に2名の監事を置き監査を行っている。
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	今後年ごとに終始決算書をウェブサイトで開示することを検討していく。
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	現時点においても、各種お知らせや事業計画をウェブサイトを開示しているが更なる充実を目指していきたい。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。（ある場合は下記に記述） 原則■について	B	組織の役員の構成などにおける多様性の確保、役員の新陳代謝を図る仕組みを設けること、役員の年齢制限を設けること、また理事が原則10年を超えないよう再任回数の上限定定など取り組むべき課題はあり、今後検討して行きたい。

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない